

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成25年第2回大槌町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。12番、野崎重太君及び13番、阿部義正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から6月12日までの6日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月12日までの6日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（阿部六平君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきまして、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますのでごらん願います。なお、詳細につきましては関係書類が事務局にございます。

次に、本日まで受理した請願は、会議規則第91条及び92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託していますから報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会の報告を東梅 守君をお願いいたします。ご登壇願います。

○3番（東梅 守君） [報告書のとおり]

○議長（阿部六平君） 次に、行政報告を行います。町長、ご登壇願います。

○町長（碓川 豊君） [報告書のとおり]

○

-
- 日程第 4 承認第 1 号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告
に関し承認を求めることについて
- 日程第 5 報告第 5 号 損害賠償額の専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第 6 号 損害賠償額の専決処分の報告について
- 日程第 7 報告第 7 号 損害賠償額の専決処分の報告について
- 日程第 8 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 9 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 10 報告第 10 号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 11 議案第 4 1 号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を
求めることについて
- 日程第 12 議案第 4 2 号 大槌町役場庁舎多目的会議室の使用に関する条例の制定
について
- 日程第 13 議案第 4 3 号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 4 4 号 大槌町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 15 議案第 4 5 号 大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 4 6 号 大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の
一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 4 7 号 大槌町防災会議条例及び大槌町災害対策本部条例の一部
を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 4 8 号 財産の取得について
- 日程第 19 議案第 4 9 号 財産の取得について
- 日程第 20 議案第 5 0 号 平成 25 年度大槌町一般会計補正予算（第 1 号）を定め
ることについて
- 日程第 21 議案第 5 1 号 平成 25 年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第 1
号）を定めることについて
- 日程第 22 議案第 5 2 号 平成 25 年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正

予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第4、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてから日程第22、議案第52号平成25年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてまで、19件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。

議案第41号については町長から、それ以外については総務部長から説明を求めます。

町長。

○町長（碓川 豊君） 私から議案第41号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

現委員であります赤崎京子氏が、本年6月30日で任期満了となることから、越田富男氏を選任いたしたく提案するもので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

越田氏の住所は、大槌町小槌第26地割148番19号で、昭和24年11月4日生まれの63歳であります。任期は、本年7月1日から平成28年6月30日までの3年間となります。越田氏は土地家屋調査士の資格を有し、町内で事務所を開設しており、人格、見識ともすぐれ、適任者と考えております。越田氏の略歴については、裏面のとおりでございます。

どうぞよろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 私から平成25年大槌町議会6月定例会における承認1件、報告6件、人事議案を除く議案11件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、国民健康保険税の軽減措置など同年4月1日から施行されることに伴い、同年3月30日付で大槌町町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同法第179条第3項の規定により議会に報告し、議会の承認を求めるものであります。

報告第5号から報告第7号までにつきましては、職員が公用車を運転中に接触事故等を起こしたことによる損害賠償額の専決処分の報告であります。地方自治法第180条第

1 項及び大槌町長専決条例第 2 条第 2 項の規定により専決処分したもので、同条例第 3 条の規定により報告するものであります。

報告第 5 号損害賠償額の専決処分については、本年 2 月 27 日午後 1 時 35 分ごろ、役場庁舎駐車場で、後退しようとした際に駐車していた車両に誤って接触し、損傷を与えたものであります。

報告第 6 号損害賠償額の専決処分については、昨年 12 月 3 日午後 5 時 40 分ごろ、凍結した路面でスリップし、釜石市甲子町第 1 地割大橋隧道内の薄水板に接触し、損傷を与えたものであります。

報告第 7 号損害賠償額の専決処分については、本年 4 月 4 日午前 9 時 10 分ごろ、大槌ふれあい運動公園内において、後退しようとした際に駐車していた車両に誤って接触し、損傷を与えたものであります。

報告第 8 号及び報告第 9 号の繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 8 号繰越明許費繰越計算書については、平成 24 年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。翌年度への繰越額は 97 億 5,730 万 1,000 円で、繰越事業件数は 23 件であります。繰り越しとなる主な事業は、災害公営住宅整備事業 22 億 9,800 万円、災害廃棄物処理事業 21 億 3,735 万円、水産共同利用施設復旧整備事業 16 億 6,672 万 5,000 円となっております。

報告第 9 号繰越明許費繰越計算書については、平成 24 年度大槌町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。翌年度への繰越額は 3 億 7,474 万 1,000 円で、繰越事業件数 2 件です。繰り越しとなる事業は、東日本大震災交付金事業 5,493 万 7,000 円、下水道施設災害復旧事業 3 億 1,980 万 4,000 円となっております。

報告第 10 号事故繰越し繰越計算書については、一般会計の事故繰越し繰越計算書で地方自治法第 220 条第 3 項の規定により予算を繰り越したもので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するものであります。翌年度への事故繰越し額は 1 億 9,420 万 4,000 円で、事故繰越し事業件数は 1 件です。事故繰越しとなる事業は、共同利用漁船等復旧支援対策事業で、震災により漁船等の建造が追いつかず、納品がおくれていることによるものであります。

議案第 42 号から議案第 47 号までの条例の制定及び条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでありま

す。

議案第42号大槌町役場庁舎多目的会議室の使用に関する条例の制定については、行政財産の目的外使用を認めて、昨年9月から業務に支障がない範囲で無償貸し出ししておりました庁舎に付属する多目的会議室について、ほかの公の施設との受益者負担の公平性を図る観点から、今回使用料を含めその使用に関して定めるものであります。

議案第43号大槌町町税条例の一部を改正する条例については、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充などを改正する地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたこと、並びに固定資産税の償却資金に係る被災代替特例の適用範囲の拡充を図るため、大槌町町税条例の一部を改正するものであります。

議案第44号大槌町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例については、居住の用に供する建築物の敷地が災害危険区域の内外にわたる場合、災害危険区域内に係る部分の措置を明確にしようとするものであります。

議案第45号大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例については、本年3月21日付都市計画決定により、都市計画公園（町方、安渡、寺野）を廃止したため、当該条例の有料公園施設（大槌ふれあい運動公園）に係る規定の一部を改正するものであります。

議案第46号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例については、土地区画整理法施行令第42条の2に規定する災害の場合における選挙の特例を定めるとともに、土地区画整理に関する審議会の名称を土地区画整理法に規定する審議会の名称に改めようとするものであります。

議案第47号大槌町防災会議条例及び大槌町災害対策本部条例の一部を改正する条例については、災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議の役割と組織を見直すとともに、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第48号から議案第49号までの財産の取得につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第48号財産の取得については、災害公営住宅建設用地として大槌町大ケロ2丁目地内の土地5,804.85平方メートル、約1,760坪を1億448万7,300円で購入するものであります。

議案第49号財産の取得については、町方地区防災集団移転促進事業用地、移転元として大槌町栄町地内の土地5,521.93平方メートル、約1,670坪を4,123万3,400円で購入す

るものであります。

議案第50号から議案第52号までにつきましては、各会計の平成25年度補正予算であり、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第50号平成25年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについては、小中一貫教育校に係る用地取得、業務委託料、防災集団移転促進事業及び都市再生区画整理事業による用地買収費や移転補償費等により、歳入歳出予算に25億2,128万9,000円を追加し、歳入歳出総額を670億4,128万9,000円とするものであります。債務負担行為の補正につきましては、沢山地区幹線道路整備事業外2件の追加であります。

議案第51号平成25年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、大ケ口地区下水道汚水管路新設工事と設計業務委託等の予算計上による補正で、歳入歳出予算に1億5,400万円を追加し、歳入歳出予算総額を35億5,725万円とするものであります。

議案第52号平成25年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、浪板・吉里吉里地区雨水排水路整備工事費等を一般会計予算から漁業集落排水処理事業特別会計予算へ組み替えする補正で、歳入歳出予算に2億1,750万円を追加し、歳入歳出総額を9億1,412万円とするものであります。債務負担行為の補正につきましては、漁業集落排水処理事業の変更であります。

以上、承認1件、報告6件、人事議案を除く議案11件に関して一括で提案理由を申し上げます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 以上をもって、当局からの説明が終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす8日から10日まで議案思考のため休会とし、11日は午前10時より再開いたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

散 会 午前10時48分